

埼玉県精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築事業実施要綱

(目的)

第一条 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、県は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。このため、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害に対応した地域包括ケアシステム」(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築を進めるものとする。

2 具体的には、保健、医療、福祉の関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村、保健所、県の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

(実施主体)

第二条 この事業の実施主体は、県とする。なお、事業の一部を相談支援事業者等に委託して実施、又は補助することができるものとする。

(事業内容)

第三条 この事業の内容は、下記のとおりとする。

一 包括的な支援体制の構築

精神障害者支援は、一義的には市町村の役割であるが、保健、医療の広域調整などが必要となることから、県全域、保健所ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域ごとの地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置や取組を支援する。

イ 県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会(以下「県の協議の場」という。)

県は、県全域における保健・医療・福祉関係者による協議の場として県自立支援協議会に「精神障害者地域支援体制整備部会」を設置し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

(1) 委員構成

県の協議の場は、県自立支援協議会、精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者、家族、有識者、市町村障害保健福祉主管課及びその他関係者の代表者で構成する。

(2) 開催回数

年2回程度とする

(3) 協議内容

県の協議の場は、地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域アセスメ

ント（地域の現状分析）を実施し、その結果を共有の上、具体的な取組や目標を設定すること。また、保健所単位及び市町村単位における取組を推進するための医療、保健、福祉の連携に関する好事例の収集及び周知を行う。

（協議内容例）

- （i）普及啓発
- （ii）精神障害者の家族支援
- （iii）精神障害者の住まいの確保支援
- （iv）ピアサポートの活用に（ピアサポートの養成を含む。）
- （v）アウトリーチ支援
- （vi）措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援
- （vii）構築推進サポーターの活用
- （viii）精神医療相談
- （ix）医療連携体制の構築
- （x）精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修
- （xi）入院中の精神障害者の地域生活支援（地域移行支援の活用促進を含む。）
- （xii）地域包括ケアシステムの構築状況の評価
- （x iii）その他（地域包括ケアシステムの構築に資する事項）

（4）地域包括ケアシステムワーキンググループの開催

県の協議の場の作業班として地域包括ケアシステムワーキンググループを開催する。

ロ 精神障害者地域支援体制構築会議（以下「保健所ごとの協議の場」という。）等

保健所は、保健所ごとの協議の場を設置し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

（1）委員構成

保健所ごとの協議の場は、管内精神科医療機関、当事者団体、家族会、有識者、障害福祉サービス事業所、市町村等の代表者で構成する。

（2）開催回数

年2回程度とする。

（3）協議内容

保健所ごとの協議の場は、地域包括ケアシステムの構築に資するよう、地域アセスメント（地域の現状分析）を実施し、その結果を共有の上、具体的な取組や目標について協議すること。また、管内市町村（広域も含む。）の協議の場の設置状況を把握し、管内市町村の地域包括ケアシステムの構築を推進する取組を協議する。

(協議内容例)

- (i) 普及啓発
 - (ii) 精神障害者の家族支援
 - (iii) 精神障害者の住まいの確保支援
 - (iv) ピアサポートの活用に (ピアサポートの養成を含む。)
 - (v) アウトリーチ支援
 - (vi) 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援
 - (vii) 構築推進サポーターの活用
 - (viii) 精神医療相談
 - (ix) 医療連携体制の構築
 - (x) 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修
 - (xi) 入院中の精神障害者の地域生活支援 (地域移行支援の活用促進を含む。)
 - (xii) 地域包括ケアシステムの構築状況の評価
 - (x iii) その他 (地域包括ケアシステムの構築に資する事項)
- (4) 委員構成及び協議内容等は、地域の実状に合わせて各保健所が決定するものとする。
- (5) 保健所ごとの協議の場の下部組織として実務者会議や連絡会、ワーキンググループ等を置くことができる。

ハ 関係者連絡会

県は、保健所ごとの協議の場及び受託事業所等との情報共有、課題の集約、連携強化及び中核的な人材育成を図るため、関係者連絡会を開催する。関係者連絡会で集約された課題等は、県の協議の場に報告する。

二 地域包括ケアを担う人材育成・普及啓発等

保健所は、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、医療と保健、福祉の連携促進研修など人材育成のための事業を実施する。また、保健所ごとの協議の場で抽出された課題や地域の実情に応じて必要な研修会や普及啓発等の事業を実施する。

(研修会や普及啓発等事業例)

- (i) 普及啓発
- (ii) 精神障害者の家族支援
- (iii) 精神障害者の住まいの確保支援
- (iv) ピアサポートの活用に (ピアサポートの養成を含む。)
- (v) 医療連携体制の構築
- (vi) 精神障害者の地域移行・地域定着関係職員に対する研修
- (vii) 入院中の精神障害者の地域生活支援 (地域移行支援の活用促進を含む。)
- (viii) 地域包括ケアシステムの構築状況の評価

(ix) その他（地域包括ケアシステムの構築に資する事項）

三 精神障害に対応した広域支援事業

県は、地域包括ケアシステムを構築するため、専門性や広域調整が必要となる支援について、以下の事業を実施し、別途要綱等を定めるものとする。

(1) 精神障害に対応したアウトリーチ事業

精神科医療の中断を繰り返す精神障害者や精神障害が疑われるが医療につながらず精神科未受診の方など、医療や福祉につながりにくい精神障害者を対象に、医師や精神保健福祉士などの多職種による訪問支援を実施し、地域生活を支える。

(2) 地域移行・地域定着ピアサポート活動促進事業

ピアサポート活動を促進し、精神科病院に入院する精神障害者の退院意欲を高める取組や退院後の精神障害者の孤立を防ぐ取組を推進する。また、ピアサポーターの普及啓発や養成に向けた取組を推進する。

(3) 精神障害者早期退院支援推進事業

精神科病院に入院した精神障害者に対して、医療機関や相談支援事業所が連携し、早い時期から支援を行うことにより、病状回復後のスムーズな退院を促進する。

第四条 本事業の実施に当たっては、対象者等の人格を十分尊重するとともに、支援によって知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。